

# 保育所等において子ども等に 新型コロナウイルス感染症が 発生した場合の対応について

令和2年2月20日  
桜すくすく保育園

新型コロナウイルスの情報が刻々と変化していますが、  
2月18日付の厚生労働省の通達に基づき、当保育園では  
以下のように対応させていただきます。

- ①在園児、保護者または同居する家族等に感染者が出た場  
合、完治するまでは登園を控えてください。  
(潜伏期間も考慮してください。)
  
- ②加えて、同居するご家族の勤務先等で感染者が確認され  
自宅待機等を指示されている場合は、集団生活の性質上  
お子様も自宅待機のご協力をお願いいたします。